

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
公 告	
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正 (6・8 掲示)	6
正 誤	
◎正誤（平27・4・15付け 教育長訓令ほか）	7

規 則

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年6月17日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号
高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
高知県身体障害者福祉法施行細則（平成5年高知県規則第22号）の一部を次のように改正する。
別記第5号様式呼吸器の機能障害の状況及び所見を次のとおり改める。

呼吸器の機能障害の状況及び所見

（該当するものを○で囲んでください。）

- 1 身体計測
身長_____cm 体重_____kg
- 2 活動能力の程度
ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることもある。
エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。
- 3 胸部エックス線所見（ 年 月 日）
ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
ウ 繊維化 (無・軽度・中等度・高度)
エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
カ 心縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



- 4 換気の機能（ 年 月 日）
ア 予測肺活量 □・□□L (実測肺活量 □・□□L)
イ 1 秒量 □・□□L (実測努力肺活量 □・□□L)
ウ 予測肺活量1秒率 □□・□% (= $\frac{イ}{ア} \times 100$)
(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式（L）

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$ 女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

（予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。）

5 動脈血ガス（ 年 月 日）

ア O_2 分圧 : ・ Torrイ CO_2 分圧 : ・ Torrウ pH : ・ エ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分オ 耳朶^た血を用いた場合（ ）

6 その他の臨床所見

別記第5号様式肝臓の機能障害の状態及び所見を次のとおり改める。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日 (第1回)		検査日 (第2回)	
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度・中程 度以上 おおむね 0		なし・軽度・中程 度以上 おおむね 0	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記載してください。
2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記載してください。

<Child-Pugh分類>	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (Ⅰ・Ⅱ)	昏睡 (Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5 g/dℓ 超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8 g/dℓ 未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ 未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ 超

注 1 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) によります。
2 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1リットル以上を軽度、3リットル以上を中程度としますが、小児等の体重がおおむね40キログラム以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールができないものを中程度以上とします。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療の実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施しているものは、1、2及び4の記載を省略することができます。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ 以上	有 ・ 無	
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150 μg/dℓ 以上	有 ・ 無	
補完的な肝機能診断	検査日	年 月 日	
	血小板数50,000/mm ³ 以下	有 ・ 無	
	検査日	年 月 日	
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往	有 ・ 無	
	確定診断日	年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有 ・ 無	
	確定診断日	年 月 日	
	胃食道静脈瘤 ^{りゅう} 治療の既往	有 ・ 無	
	確定診断日	年 月 日	
現在のB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	最終確認日	年 月 日	
	日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある。	有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐 ^{おうと} あるいは30分以上の嘔気 ^{おうき} が月に7回以上ある。	有 ・ 無	
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある。	有 ・ 無	

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する 病歴の有無	有 ・ 無

別記第10号様式を次のとおり改める。

第10号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県知事



却下決定通知書

年 月 日に申請がありました身体障害者福祉法による身体障害者手帳の
交付については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

(理由)

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第348号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年6月17日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西峰字 下タソデ4788番2か ら	前	4.1 } 19.7	87
	後	11.8 } 23.9	
長岡郡大豊町西峰字 東岡4797番4地先ま で	後	11.8 } 23.9	87

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社
から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地
中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18
条第1項の認可をした。

平成28年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
 - 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
吾川郡いの町枝川4560番地
森田 克喜
 - 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
吾川郡いの町枝川字ノツゴノハナ6236番及び字カサライ
6238番
- 認可年月日
平成28年6月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年1月7日 27高都計第507号	香美市土佐山田町字 宗目殿丸431番1	高知市北本町一丁目7番22号 株式会社マンデリン 代表取締役 西村 善二

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第43号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月8日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

「

永井病院	高知市春野町西分2027番地3
------	-----------------

」

を

「

永井病院	高知市春野町西分2027番地3
特定医療法人防治会きんろう病院	高知市薊野北町三丁目2番28号

」

に改める。

2 老人ホームの表中

「

軽費老人ホームケアハウスたんぼぼ	南国市岡豊町常通寺島335番地3
------------------	------------------

」

を

「

軽費老人ホームケアハウスたんぼぼ	南国市岡豊町常通寺島335番地3
社会福祉法人ふるさと自然村特別養護老人ホームたちばなの里	南国市下野田45番1

」

に、

「

有限会社フロル・デ・コルサ介護付有料老人ホームすくも高齢者住宅菜の花	宿毛市平田町戸内223番地1
------------------------------------	----------------

」

を

「

有限会社フロル・デ・コルサ介護付有料老人ホームすくも高齢者住宅菜の花	宿毛市平田町戸内223番地1
社会福祉法人愛生福祉会ユニット型特別養護老人ホーム豊寿園	宿毛市平田町戸内1813番地1

」

に改める。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・4・15	号外25	◎教育長訓令	1	左 (32)	<u>各 教 育 機 関</u>	教 育 機 関
平27・12・11	9796	◎教育長訓令	4	右 (28)	<u>各 教 育 機 関</u>	教 育 機 関
平28・3・31	号外16	◎公安委員会規則	10	右	第15号様式 （第13条関係）	第15号様式 （第7条関係）